

## 24 年度年末年始荷役に係る「国港経 70・71 号」について(抗議声明)

題記文書(以下「本文書」と略)を 24 年 12 月 2 日に受け取りました。港湾運送業務を所掌する国土交通省が、当該民間労使の合意に介入すること自体、驚きであり、怒りさえ禁じ得ません。ここに、国交省に対して断固とした抗議の意を表するものです。

国交省も承知の通り、私たちは 20 年以上にわたり、港湾の 364 日 24 時間稼働に対応して働き、正月・年末年始という特別な意味を持つ時期にも、極寒・寒風に耐えて業務に当たってきました。そうした中で、人員不足が深刻化し、港湾特有の波動性によって強いられる不規則・長時間労働の実態が、これに拍車をかけています。

私たちは、人員確保のためには、適正料金の確保を前提に「人として生きるにふさわしい休みの確保」と「世間並みの賃金」が不可欠と考え、その第一歩として「年末年始・正月休日の実行」を決断しました。しかし「本文書」は港湾の労働環境整備に向けた労使の努力を視ずに、「それでも業務遂行を」との意思が行間になじむものと判断せざるを得ません。現場からの「正月ぐらい休ませてくれ」という悲痛な叫びを理解されたものとは思えません。

本文書で指摘されるライフラインとは何を指し、「柔軟な対応」とは何をせよと言われるのでしょうか。産別協定はもとより、労基法をはじめ世間並みの労働規範を黙過してでも、安全を二の次にしてでも集中する貨物の荷捌きをと「協力要請」されるのでしょうか。私たちの選択は、ストライキではありません。「年末年始・正月休日の実行」を決断したので、よって、ライフラインの確保は当然として、港湾運送業務の社会性や公共性に鑑み、必要な対応をすべきことは十分に承知しています。国交省もこれを理解されているものと考えていました。

したがって、こうした私たちの心情を逆なでするかのような「本文書」は誠に遺憾であり、常軌を逸していると受け止めざるを得ません。また、「本文書」が発出されたことで、冷静な対応に苦慮する現場にかえって混乱をきたす可能性があるかと憂慮しています。あらためて「正月休日の実行」が深刻化する人員不足への対策、労働環境整備への取り組みの一環であることを理解頂くよう強く求めるものであり、本状をもって抗議するものです。

以上

2024 年 12 月 3 日

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 竹内 一

全日本港湾運輸労働組合同盟  
会長 足立 賢次

<添付> 年末年始に港湾荷役が実施されないことに伴う対応について(協力依頼)